

会議録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和2年9月7日（月） 18時00分～19時15分
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	相模太朗会長、服部純子副会長 小寺鐵也委員、名賀亨委員、秦康宏委員
欠 席 者	なし
案 件 名	（1）会長及び副会長の選出について （2）委員会の運営について （3）枚方市立総合福祉会館指定候補者選定について ①枚方市立総合福祉会館施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準について （4）その他
出された資料等の名	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 枚方市立総合福祉会館の施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項（案） 資料5 枚方市立総合福祉会館管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準（案） 資料7 枚方市立総合福祉会館条例 資料8 枚方市立総合福祉会館条例施行規則 資料9 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/ 枚方市情報公開条例（抜粋） 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料12 地方自治法（抜粋・第244条の2）
決 定 事 項	・会長に相模委員を、副会長は服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への資料は本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項（案）及び管理運営業務基本仕様書（案）について、一部修正することを確認 ・枚方市立総合福祉会館指定管理者選定基準を決定

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	健康福祉部 健康福祉総務課

審議内容

事務局

(開会午後6時)

それでは、ただ今から、第1回 枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会を開会します。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。

皆さんのお手元にも、紙ファイルの中に資料1として、その写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に対して、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全4回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、お手元の紙ファイルに綴らせていただいております。資料1から資料12として、インデックスで表示しております。

また、紙ファイルとは別に、クリップ留めをしている参考資料1から参考資料4を、別途お配りしております。

資料は以上ですが、すべてお手元にごございますでしょうか。

案件(1) 会長、副会長の選任について

事務局

それでは、案件をご審議いただきたいと思います。

まず、「案件(1) 会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長に 相模太郎委員、副会長に服部純子委員を選任することをご承認いただきました。</p> <p>恐れ入りますが、相模委員、服部委員は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思えます。</p> <p>ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。</p> <p>本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。</p> <p>会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p>以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。</p> <p>ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以降は相模会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>案件（２）委員会の運営について</p> <p>それでは、委員会を進めてまいりたいと思えます。</p> <p>まず、「案件（２）委員会の運営について」を議題とします。</p> <p>本件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公開・非公開、次に、会議資料の公開・非公開の３点について、ご決定いただきたいと考えております。</p> <p>お手元にお配りしております資料９「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。</p> <p>この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条第１項の網掛け部分ですが、本市</p>
会長	
事務局	

では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条第1項第2号に定める「枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報」が含まれるものと考えております。

具体的には、資料の裏面をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋ですが、本委員会では、この第5条第1項第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございます。一番下の網掛け部分、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、「会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公開する取り扱い」としていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿についてですが、資料2をご覧くださいませでしょうか。委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状がございますことから、事務局としましては、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

以上でございます。

ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(意見無し)

会長

<p>会長</p>	<p>質問等ないようですので、お諮りします。</p> <p>本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開とすることとし、ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。</p> <p>次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。クリップ留めの資料の1枚目でございます。</p> <p>公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、お示ししています4回の日程で開催いただいております。</p> <p>本日は、第1回として、この後、資料3の施設の概要及び管理運営状況について、ご説明させていただき、その後、資料4の募集要項(案)、資料5の仕様書(案)についてご説明いたします。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。</p> <p>続きまして、資料6の選定基準(案)についてですが、この選定基準は、募集要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。</p> <p>また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、明日9月8日(火)からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、9月28日(月)から、10月26日(月)まで応募書類の受け付けを行う予定としております。</p> <p>また、第2回、10月31日の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかをご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、ご審議いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>続きまして、第3回11月7日の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回11月12日の委員会で採点結果をご報告し、委員の皆様の合議の上、ご答申いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明いたします。</p>

参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。クリップ留めの資料の2枚目でございます。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、19施設56箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申いただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市立総合福祉会館」の選定内容について、記載しております。

表の左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

上から、まず、本施設の選定方法は、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市立総合福祉会館につきましても、5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。これらの点については、5年前に、枚方市立総合福祉会館の指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

会長

<p>会長</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>案件（３）枚方市立総合福祉会館指定候補者選定について</p> <p>それでは、次の案件に移ります。</p> <p>「案件（３）の①枚方市立総合福祉会館施設の概要及び管理運営状況について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>資料３ 枚方市立総合福祉会館の管理運営状況及び施設の概要についてをご覧ください。</p> <p>本施設は、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、指定管理者が管理運営業務を行ってきました。施設の概要としまして、平成 10 年 8 月に開設した施設で、主な施設内容は研修室をはじめとした貸室に加え、保育室や温水プールを備えた施設でございます。休館日は毎月第 2 日曜日及び年末年始でございます。温水プールは、これに加え毎週火曜日を休みとしています。開館時間は午前 9 時から午後 10 時まで、午前・午後・夜間の 3 区分で貸室を行っています。また、温水プールは午前 10 時から午後 8 時まで利用できます。</p> <p>次に管理運営状況ですが、資料には 3 カ年の利用状況を記載していません。</p> <p>全体の利用率としてましては、3 カ年平均で約 43%程度となっております。</p> <p>裏面をご覧ください。次に収支状況ですが、収入の部については、指定管理料の他に事業収入としまして、水泳教室や福祉講座の参加料が含まれています。その他収入として、指定管理者以外の事業者からの光熱水費等の負担金として計上しています。次に支出ですが、人件費をはじめとして、委託料、光熱水費、修繕費などを計上しています。収支差額は 3 年間で、平均約 900 万円の余剰が計上されています。</p> <p>なお、後の案件で改めてご説明いたしますが、現指定管理業務における会館福祉事業実施業務の「福祉に関する相談」「福祉情報提供（福祉図書コーナー）」「福祉情報相談」について、令和 3 年度以降、指定管理者が行う事業から除外しています。当該実績概算額は主に人件費、諸謝金、手数料を合わせて 12,447 千円/年です。</p> <p>以上、資料 3 についての説明とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>資料 3 管理の運営状況の施設利用状況について、平成 29 年度の実績利用率 50.1%に対して、令和元年度の実績が 37.8%と結構落ち込んでいま</p>



事務局	<p>す。これは何か要因を分析されていますでしょうか。</p> <p>令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、3月から貸室を休止していることが、1つの要因と考えています。</p> <p>また、記載のとおり利用率には反映をしていますが、プールについても工事のために、12月から3月まで休業しており、プールの利用人数も減少しています。</p>
A委員	<p>平成30年度も少し上がって、どんどん下がってきている。今年はコロナ影響とよくわかりますが、平成30年度に何かありましたでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの資料の下段に記載しています通り、30年度につきましても空調工事で階をまたいで11月から2月にかけて貸室を休止したことが影響していると考えています。</p>
会長	<p>他に何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
会長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>「案件(3)の② 枚方市立総合福祉会館 指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。</p> <p>本件について、まず、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、資料4 枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項(案)及び資料5 枚方市立総合福祉会館管理運営業務基本仕様書(案)に基づき、ご説明いたします。</p> <p>募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。</p> <p>また、基本仕様書につきましては、本市が、当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。</p> <p>先ほど、説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆さまからご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、内容の説明に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、資料4「募集要項(案)」をご覧ください。</p> <p>1ページ目をお開きください。</p> <p>1の施設の概要については、先程、資料3で説明したとおりでございますが、補足いたしますと、本施設は枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターとの複合施設であり、延床面積については、総合福祉会館の</p>

指定管理者が管理する範囲を表しています。デイサービスセンターには、別の指定管理者が指定されています。管理する敷地の範囲及び建物の範囲については、資料4-1及び4-2の「管理敷地図」及び「建物区分図」のとおりとします。

2ページをご覧ください。

(3) 業務の範囲及び内容を記載しています。

業務は、全部で12種類ございます。その他、本施設は市の福祉避難所として指定されていることから、緊急時・災害発生時に市が開設の必要があると判断した際には福祉避難所として使用するため、その際は市に協力することを明記しています。

次の(4)ですが、本施設内に事務所を構える事業者、団体は、7つの団体がございます。あわせて、3ページに(5)行政財産目的外使用許可の取り扱いとして、表のとおり記載しています。

次に、3. 指定の期間でございますが、令和3年4月1日から5年間です。

次に4. 提案上限額についてですが、指定期間内における指定管理料合計としまして、840,405千円を計上しています。本提案上限額には、消費税及び地方消費税が含まれています。今回の指定管理者募集にあたり、調査基準価格を設定しています。当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務履行が可能か否かについて、申請者から調査書類の提出を求めることなどにより、指定管理者選定委員会において審査するものとします。

なお、この調査に際しては、数値的判断基準値として、申請者の提案額（提案上限額を下回るもの）の平均×85%（小数点以下切り捨て）を設けるものとし、当該提案額が数値的判断基準値を下回った場合は、失格とします。

指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については4：6とします。

今回の上限額の積算根拠につきましては、基本仕様書案の説明の後、ご説明いたします。

次に、4ページをご覧ください。5の備品等管理区別一覧表については募集要項案のうしろに別表1として記載しています。続きまして、6のリスク分担については、同じく別表2として記載しています。

次に7の提案にあたっての確認事項でございますが、提案にあたっては、本募集要項、基本仕様書、会館条例及び同施行規則に定める事項等を満たす内容であることを前提とした上で、以下、表に記載しております全部で32項目の視点の確認を行います。

提案における視点の確認については、次の案件の指定管理者選定基準についてでご説明いたします。

続きまして、募集要項案6ページの中段をご覧ください。ここでは、8. 管理運営にあたっての条件を記載しております。当該施設は障害者、

高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を推進するため会館条例に基づき設置されたもので、指定管理者には、当該施設の特性を十分考慮するとともに、提案に対しての条件を付しています。主に貸室や講座実施、温水プールに関することを記載しています。

次に、7ページの(4)修繕費の取り扱いをご覧ください。指定管理者は、日常点検の結果又は利用者等からの通知により、施設・設備の破損等を発見した場合、調査・診断を行い、その結果を枚方市に連絡の上、迅速に修繕を行うこととします。1件あたり30万円未満の修繕については、指定管理者の判断において行うこととし、その修繕額は年間400万円を見込んでいます。修繕費は、実績に応じて毎年度末に精算することから、収支予算書において修繕費として毎年度一律400万を計上してもらうこととしています。こちらについては、資料11-3の様式第3号に予め、修繕費400万円を記載して様式を作成しています。また、1件あたり30万円以上の修繕については市が行います。緊急性の高い30万円以上の修繕等については、市と指定管理者で協議し決定します。

8ページ、11の申請者の資格をご覧ください。

申請者の資格は、次の要件を充足する会社法・民法・特定非営利活動促進法上の法人及びその他の法人並びに法人格を有しないものの団体としての規約等を有し代表者を設置している団体、若しくは複数の法人等が構成するグループ(JV)であることとします。

また、申請時において、公の施設の管理運営事業の実績を有していること。ただし、延床面積が4,709㎡(これは本施設の延床面積の5割程度)以上の施設とします。また、JVについては、グループ(JV)を構成する法人の実績を合わせて条件を満たせば可とします。その他資格要件は資料に記載のとおりです。

次に、11ページの13. 提出書類をご覧ください。

提出書類については、指定申請書をはじめ、事業計画書を制限枚数以内で用意してもらうほか、収支予算書などを提出してもらい、当該施設設置目的等、管理の基準等を踏まえ本施設の管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方策等を具体的に記入していただくこととしています。

次に13ページをご覧ください。

15の募集要項・基本仕様書・指定申請書・様式の配布及び図面類の閲覧ですが、明日、令和2年9月8日(火)から令和2年10月26日(月)の期間としております。

次に14ページをご覧ください。

16の現地説明会は令和2年9月15日(火)の予定でございます。

次に16ページの18. 選定についてをご覧ください。

(3)のプレゼンテーションについてですが、選定委員会では、申請団体等からの事業計画の提案内容について、プレゼンテーションを行い

ます。日程は、11月7日（土）を予定しています。申請書類等の提出時に添付していなかった資料等を新たに提出することはできません。プレゼンテーションは、提出された事業計画の内容について、資料4-3の「【別紙1】事業計画確認事項一覧」の確認事項順に説明いただきます。

（4）の留意事項ですが、①募集の結果、申請法人等が1団体であった場合、若しくは基礎審査・内容審査の結果、1団体となった場合においても、指定管理者の指定については契約（請負）ではなく、管理代行（行政処分）であり、枚方市契約規則第34条第1項の規定を適用せず、当該申請を選定委員会に諮り、手続条例第4条1項の規定に基づき、指定施設の設置の目的に則してその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものか等適否について審査を行います。

②本要項に記載する提案にあたっての確認事項水準を一つでも満たしていない場合等については、失格とする場合があります。

③申請団体等は、本件申請についての選定委員会委員への接触を禁じています。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

④法令違反、その他社会通念上疑義のある行為等を禁じます。申請団体等は、疑義が生じる可能性がある行為等を把握した場合は、速やかに市に報告してもらいます。報告がない場合は、失格とすることがあります。

⑤選定の結果、応募者名、審査結果の概要等を公開します。また、提出のあった申請書類一式については、情報公開請求により枚方市情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

次に、資料4-3【別紙1】事業計画 確認事項一覧について、補足説明させていただきます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項について、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側2列の項目は、申請団体が自らの責任のもと記載するものであり、本市は一切、手を加えません。

委員の皆さんにご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありませんが、事業計画書が膨大な内容となるケースもありますので、審査のご参考にしていただければと考えております。

募集要項関係の資料説明は以上でございます。

続きまして、資料5の基本仕様書案をご覧ください。

1 ページの2. 業務の構成ですが、指定管理者は、以下の12の業務区

分で構成される施設総合管理サービスを提供するものとし、※印のある業務については第三者に全部若しくは一部を委託することにより実施することも可能とします。

2 ページの 4. 業務実施体制でございますが、管理運営に際し、各種関係法令、本仕様書の定めに沿い、適正な人員の配置を行うこととし、関係法令・本仕様書に定めのないものについては、指定管理者が提案内容に基づき、定めた人員とします。

日常的・定例的な業務は、総括責任者を中心とする現地の業務実施体制で完結するものとしてします。指定管理者は、市が当該業務実施体制を常に把握できるよう、総括責任者及び業務別従業員の名簿等必要書類を市に届け出るものとする。以下資料に記載のとおりです。

次に 5 ページをご覧ください。

10. の個人情報の保護については、別紙の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとしてしています。

続きまして、11. 業務区分別の要求事項につきましては、13 ページまで 12 種類の各業務の要求事項について記載しています。

10 ページの (9) 会館福祉事業実施業務についての要求事項をご覧ください。併せて、資料 4 の別表 3 「管理運営状況一覧表」をご覧ください。

今回の公募に際し、指定管理者が行う業務項目を一部見直しており、この (9) 会館福祉事業実施業務の一部である「福祉に関する相談、福祉図書コーナーで実施している福祉情報提供、福祉情報相談」を今回の仕様から除いております。

その理由としましては、指定管理者制度を導入してから過去 4 回公募をさせていただきましたが、全てにおいて、現指定管理者である社会福祉協議会のみ応募であった結果から、競争性の確保の必要性を議会や監査等から指摘・意見をいただいております。課題認識しておりました。今回の選定手続に先立ち行った、事業者に対する意見聴取を踏まえ、より多くの事業者に参加してもらえよう、参加のハードルが高いと判断した相談業務・情報収集提供業務の見直しを図っています。なお、指定管理業務から切り取った相談業務・情報提供収集業務につきましては、市の委託事業に切り替えて実施していく予定でございます。

資料 7 をご覧ください。今回の仕様の見直しにあたり、条例を一部改正し、資料 7 の案のとおり本日の議会で議決いただきました。令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

以上から、(9) 会館福祉事業実施業務は市民等への福祉に関する講座等の開催を実施することになっております。

その他、温水プールにおける水泳教室等を含めた指定管理業務は前回の公募時から変更はございません。

次に、13 ページから 14 ページをご覧ください。

12. 本施設内の事業所・団体との業務関係について、会館内に事務所

	<p>を構える事業所・団体の業務については記載のとおり整理しています。</p> <p>その他、各業務における基準については、仕様書案の最後に別紙1～4を付けていますので、ご参照ください。</p> <p>最後に、募集要項案に記載しています提案上限額の積算根拠についてご説明いたします。</p> <p>参考資料3をご覧ください。</p> <p>基本的な考え方としましては、次期指定管理料の上限額は、前回指定管理期間における単年度の指定管理料、ただし、消費税率引き上げ後の令和2年度の指定管理料を基本として1億7593万8千円を基本とし、今回仕様変更に伴う費用及び施設維持管理に係る費用について変動要素を加味し、指定管理料を算出しています。変動要素は今回4項目ありまして、先程、ご説明申し上げました相談業務・情報提供収集業務の見直しで1244万7千円を減額、法改正による防火設備点検の追加で99万円、また新型コロナウイルス感染症対策に係る清掃基準の見直しによる追加費用として、360万円を増加し、これらを合計し、単年度で1億6808万1千円、5年間総額で8億4040万5千円を上限額として計上しています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。</p>
B委員	<p>資料4の2ページに本施設内に構える事務所等として社会福祉協議会が入っています。そのページに、行政財産の目的外使用許可の取り扱いで、社会福祉協議会が入っている。これは、現在、指定管理者で、管理していただいているのですね。これがもしも社協以外の事業者になったら、このあたりの取り扱いはどうなりますでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の公募で現行の事業者と異なる事業者に決定した場合につきましても、この社会福祉協議会の事務所の使用許可に変更はない予定です。</p>
B委員	<p>新しい事業者はどこに入りますか。</p>
事務局	<p>現在の管理業務におきましても会館事務所のスペースがあり、そこに入っていただき、指定管理の業務をしていただくこととなります。</p>
B委員	<p>ということは目的外使用の理由は、管理業務ではなく、社協の性格上の意味合いということでしょうか。</p>
事務局	<p>ご認識の通りです。</p>

C委員	仕様書の件ですが、駐車場が少ないかもしれないんですが、地下駐車場に何台停めることができるのでしょうか。障害者や移動困難な方の駐車場はどれくらい確保されていますか。
事務局	現在、地下の駐車場が使えるスペースとなり、全部で28台分あります。その中で一部、デイサービス、社協の業務で利用しており、これを除いた25台近くの台数は、障害者や医療介護を受けられている方、難病指定の医療証を持っておられる方等に使用していただけることとなります。
C委員	デイサービスのスペース以外は、全部そういった方々を優先ということでしょうか。
事務局	現状そうなっております。
C委員	仕様書のどこに明記されているのでしょうか。仕様書に明記する必要はないでしょうか。スペースが限られていますので、仕様書の記載が必要と思いました。
事務局	今のご意見を踏まえまして、仕様書に現行の使用基準を反映させていただきます。
B委員	今度、総合文化芸術センターが建ちますね。その中で、駐車スペースを確保されると思いますが、総合文化会館との兼ね合いがどうなっていくのか。今の台数を確保できるのか。総合文化会館との調整があるのか、そのあたりの目途が立っていますか。
事務局	総合文化芸術センターの方が今、工事に入っています。それまでは総合福祉会館は、地上に駐車場をある程度確保しておりまして、現在は地上は工事中で使えない状態で、今後も地上は使えない状況です。そのため、地下は、障害者や介護が必要な方の優先駐車場としており、この方針は今後も変わりません。 総合文化芸術センターは新しく駐車場を整備して、そちらは基準を別途設けて整備することになります。総合福祉会館は、基準を変更せず、もしくは、変更しても、障害者・介護が必要な方を優先する方針は変わらないと考えています。
C委員	それは方針ですか。駐車場が無くなって、そうなったのでしょうか。
事務局	総合文化芸術センターの工事が始まるにあたって、地下しか使えなくなったため、そのタイミングで、障害者向けという基準を設けました。

会長	<p>他に何かありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
会長	<p>それでは、本件については、ただいま説明のありましたとおりに仕様書、募集要項を修正していただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に、「案件（３）の③ 枚方市立総合福祉会館 指定管理者選定基準について」を議題とします。</p> <p>本件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、選定基準について、ご説明します。</p> <p>資料６、選定基準（案）をご覧ください。</p> <p>この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。</p> <p>まず、１の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。</p> <p>次に、２として、本委員会の審議体制について、３として、審議・採点の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。</p> <p>次に、４として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。</p> <p>次に、２ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容について、ご説明します。</p> <p>まず、１．内容審査でございますが、資料の３ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、２ページに記載のとおり、各委員にＡからＥまでの５段階でご評価いただきます。仮に、すべての要求事項でＡ評価、満点を付けられた場合、委員１人当たりで１２０点満点となりまして、委員５名で合計６００点満点となるものでございます。</p> <p>次に、ローマ数字のⅢ 指定管理料につきましては、資料２ページの下の方に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（５年間分）の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の４００点とし、２番目に低い額との差を４００点から差し引きして点数化するものとしております。</p> <p>次に、ローマ数字のⅣ 総合評価についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査（６００点満点）と、指定管理料（４００点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、１、０００点満点とする総合評価方式で行っていただいております。</p> <p>恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきまして</p>



は、参考資料4 「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきます。参考資料4をご覧ください。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式で、指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものです。

次に、内容審査の600点満点につきましては、委員1人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。

この採点につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております「選定基準」(抜粋)のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の裏面2ページをご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体からの提出書類の一つである「事業計画確認事項一覧」の抜粋でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただけます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくこととなります。

そのうえで、まず、パターン①は、「確認事項」を満たしていると判断された場合でございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点のC評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項で、その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」(抜粋)に、角の丸い四角で囲んだ列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～3の加点事項がすべて満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものです。

資料の4ページをお開きください。

次に、パターン②として、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。

「確認事項」を満たしていない場合は、C評価とはならず、減点に係る評価、つまりD評価またはE評価のご判断をいただくもこととなります。

それぞれ、D評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、内容が不明確な部分が、例えば、申請団体のプレゼンテーションで明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されます。その場合は、A、Bについて確認をしていただきます。

次に、資料最下段にまいりまして、行程③といたしまして、最終的な評価をご確定いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、A～Eで評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。

3ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。

はじめに、1. 申請団体の経営方針等に関する事項でございます。3つの項目に分けておまして、ウェイトは合計10%でございます。

次に、2. 施設の経営方針に関する事項でございます。①施設の現状に対する考え方及び将来展望と②施設運営に関する計画に分けております。

②ではさらに、(ア)施設運営に関する提案と(イ)事業実施に関する提案に分けております。

①に10%のウェイトを、②のうち、(ア)施設運営に関する提案に25%のウェイトを、(イ)事業実施に関する提案に15%のウェイトを設定しています。

続きまして、3. 施設の管理に関する事項として、15%のウェイトを、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項に、10%のウェイトを

<p>会長</p>	<p>設定しています。</p> <p>最後に、5. 緊急時における対策に関する事項に 10%のウェイトを設定し、6. その他として、利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについての提案項目に5%のウェイトを設定しています。説明は以上です。</p> <p>ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。</p>
<p>C委員</p>	<p>参考資料1の4に「合議」と言葉が出ていますが、今の説明を聞く限りでは委員の先生方の得点の集計ということであって「合議」と違うのではないかと思いました。</p> <p>2点目として、採点が難しい場合、ヒアリングで質問したら、採点が上がってしまうことがありますね。そのあたりの判断が難しく、純粹な書面審査であればわかりやすいのですが、わからないときに質問したところ、そのことによってBがDになるケースもありますね。このあたり実際やってみないとわかりませんが、もう少し詳しくイメージできればと思います。</p> <p>あと、行程表の「行」はこれで良いのでしょうか。工業の「工」ではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>質問いただきました合議については、それぞれの委員の専門的な見地から、一旦点数ということで、事務局側で作業させていただいて、その後、それぞれの委員の評価に対して目線合わせ、審査に大きな偏りがないかの確認をしていただく。その中で、最終的には指定候補者として設定する団体として合議いただくということになっています。あくまで選定委員会として候補者を選んでいただくことを合議と表現をしています。</p>
<p>C委員</p>	<p>集計の方は合議ではないですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。そのとおりです。</p> <p>1つご質問につきまして補足します。</p> <p>先ほどのプレゼンテーションの質問について、プレゼンテーションは、事業計画書に記載されている内容で、不明な事項・疑義ある場合、その担保性があるのかを確認いただく場を前提としています。聞くことによる加点があると思います。逆に聞くことによる減点もあると思います。それぞれの委員にAからDの評価をつけていただく際の参考としていただき、最終、候補者を選んでいただく際の合議の目安として活用していただきたいと考えております。聞いていただくことは大事かと考えています。</p>

<p>会長</p>	<p>案件（４）その他</p> <p>次に、「（４）その他」の事項について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の「枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」は、10月31日 土曜日、午後5時から、本日と同じ、市役所別館4階の特別会議室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、WEBによる開催など対策を講じる必要性が出てくる場合もございます。こうした際には、委員の皆様にご意向をお聞きした上で、開催方法を変更させていただくこともございますので、ご了承のほど、お願いいたします。</p> <p>また、施設の現地視察につきまして、委員の皆様のご希望がございましたら、日程を調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>地下1階機械室から4階会議室までございます。見学いただく場合は次回委員会の開催が10月31日17時から開始となっているので、その前に早めに来ていただくか、別途調整することも可能です。</p>
<p>B委員</p>	<p>何回かは見ていますが、中まで見ていないので、時間が合えば視察したいと思います。</p>
<p>C委員</p>	<p>会議の開始前に現地視察するというのでしょうか。17時以降の会議時間内に現地視察があると思っておりましたが。</p>
<p>事務局</p>	<p>会議の時間外を想定していました。17時から現地視察していただいて、そのあとこちらに移動して会議することも可能ですが、会議の終了時間が遅くなってしまうこともありますので後程、個別にお伺いさせていただいて日程調整させていただきます。</p> <p>もう一点、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。</p> <p>また、本日、お持ち帰りいただく場合は、次回の委員会にお忘れなくお持ちくださいますよう、お願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>よって、「枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」を閉会します。</p> <p>委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>（閉会 午後7時15分）</p>